

重大事故発生時の報告の仕組み(概要)

○根拠

- 特定教育・保育施設等における事故の報告等について
(平成27年2月16日 府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号)
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児育発0327第1号)
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における事故の報告等について
(平成27年3月27日雇児職発0327第1号)
- 子育て短期支援事業における事故の報告等について (平成27年3月27日雇児福発0327第1号)

○報告対象となる施設・事業の範囲

- 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)
- 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
- 地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ)
- 認可外保育施設、認可外居宅訪問型保育事業

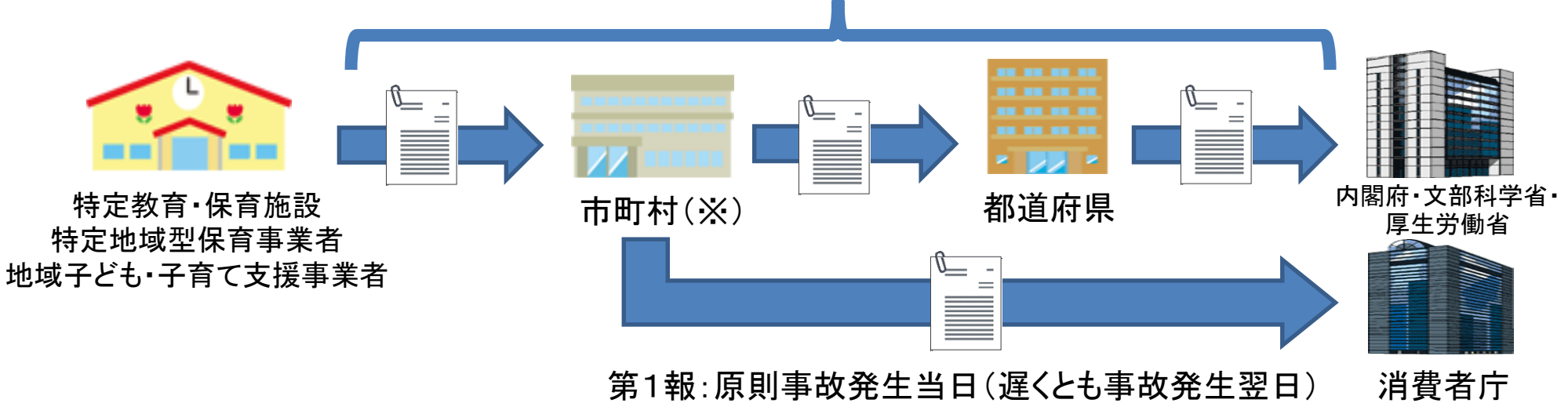
○報告対象となる重大事故の範囲

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む。)

報告の系統

【参考】

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等

